

Hiroshima NOW

3

2025

日本語 No. 35

若い人の 消費者トラブル※がふえています

「ひろしま市民と市政」2月15日号 (p3)

日本では18歳から成人(おとな)です。そのため18歳からあなたが自分で決めて契約をすることができるようになります。親の同意<親が契約をすることをみとめること>はいらなくなります。しかし最近「消費者トラブル」にあった若い人からの相談がふえています。

※「消費者トラブル」とは商品やサービスを契約して契約をした相手とトラブルになったとか、買ったものでけがをしたなどのトラブルのことをいいます。

インターネットに出てくる広告や情報のなかには本当よりいいことを言ったりうそを言ったりしているものがあります。とくに最近つぎのような契約のトラブルがふえているので注意してください。

- ・美容や健康のための物やサービスにかんけいするトラブル
- ・かんたんにお金をかせぐことができるというしごとや投資にかんけいするトラブル

本当にあったトラブルの例と注意してほしいことを紹介します

トラブルの例 | 「無料のカウンセリング」

美容サロンがやっている無料のカウンセリングを受けに行った。無料のカウンセリングを受けただけだけに行ったのにその日のうちに高い金がかかる契約をするように美容サロンの人に言われた。

お金を借りて(「ローン」といいます)契約をしたため毎月お金を返さなくてはいけなくなりました。また契約をしたことで美容サロンの人からあなたの友だちを紹介してほしいと言われるようになった。

注意してほしいこと

- ・つぎのような言葉をかんたんに信じないようにしてください。

「無料」<お金はいらない>

「お試し」<少しだけ体験してみる>

「今日しか契約ができない」

「今日だけ割引<いつもの金>がより安い<やす>がある」

- ・契約をするためのお金やコースの内容に不安を感じるときはかんたんに契約をしないでください。はっきりと断ります。



・契約をしたところから あなたの友だちを紹介するように つよく言われても あなたがいやだ
 と思うなら 友だちを紹介しないでください。

トラブルの例2 「遠隔操作アプリ」を わるい目的でつかわれた

SNSで かんたんに お金をかせぐことができる 給料がいいしごとを見つけた。スタンプを送
 るだけで バイトの登録ができるので かるい気持ちで登録をした。

登録をしたあと 登録をしたところから もっとお金をかせぐことができる しごとを紹介され
 た。そのしごとのために 遠隔操作※をすることができる アプリをインストールするように 言われ
 た。言われたとおり アプリをインストールしたら 知らない人に 勝手にアプリを操作されて
 借金をさせられた。

※ 「遠隔操作」とは 遠くはなれたところから 機械やパソコンなどを 動かしたり 操作した
 りすることです。

注意してほしいこと

・「かんたんにお金を かせぐことができる」とか とても給料が高いしごとなどといった かん
 たんにお金をもらうことができるような話はありません。

・遠隔操作アプリを かんたんに インストールしないでください。わるい目的でつかわれて
 借金をさせられることもあります。アプリをインストールして わるいことに 使われるかもしれ
 ないときは スマートフォンのIDや パスワードを 変えるなどしてください。

消費生活センターで 相談することができます

「消費者トラブル」のことは 消費生活センターで 相談することができます。おかしいと思っ
 たり 困ったりしたときは ひとりでなやまないで はやく消費生活センターに 相談をしてくだ
 さい。

消費生活センター（中区基町6-27 アクア広島センター街8階）

あいている時間：午前10時から 午後7時

休み：火曜日、12月29日から 1月3日

Tel. 082-225-3300

Email : shouhi@city.hiroshima.lg.jp

問い合わせ：消費生活センター Tel. 082-225-3300